

大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設

施設の種類		施設の規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより、算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり500以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり500以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業製品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。），転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり500以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
5	金属の精錬又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり500以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり500以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり500以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200kg以上であること。
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり60以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり500以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
10	無機化学工業製品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	火格子面積が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり500以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	火格子面積が2m ² 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であること。
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	火格子面積が2m ² 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2m ² 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、（ペレット焼成炉を含む。），溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。），転炉溶解炉及び乾燥炉	火格子面積が0.5m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり200以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	火格子面積が0.1m ² 以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	火格子面積が0.1m ² 以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	火格子面積が0.1m ² 以上であること。
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	火格子面積が0.1m ² 以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	火格子面積が0.1m ² 以上であること。
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	火格子面積が0.1m ² 以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	火格子面積が0.1m ² 以上であること。

22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が10m ² 以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上であること。
23	トリポリ磷酸ナトリウムの製造（原料として磷酸鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、火格子面積が1m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり500以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり100以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100kg以上であること。
28	コークス炉	原料の燃焼能力が1日当たり20.トン以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり500以上であること。
30	ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり400以上であること。
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり350以上であること。
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり350以上であること。

(注)

1. 本表の右欄中の重油換算は、重油100当たりが、液体燃料は100に、ガス燃料は16m³に、個体燃料は16kgにそれぞれ相当するものとして取扱う。（S46.8.25 環大企第5号）
 - ・ガス機関及びガソリン機関の重油換算について（H2.12.1 環大規384号）
 - (1) 燃料が気体の場合
燃料の種類によって発熱量の差が大きいので、次の換算式によること。

$$\text{重油換算量 (1/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kcal/m}^3\text{)} / \text{重油の発熱量 (kcal/l)}$$
 ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は9,600kcal/lとすること。
 - (2) 燃料が液体の場合
従前のとおり、

$$\text{重油換算 (1/h)} = \text{液体燃料の燃焼能力 (1/h)} \text{ とすること。}$$
2. 複数のばい煙発生施設が1台の変圧器を共用している場合は、各ばい煙発生施設の電力容量をもつて本表の右欄の変圧器の定格容量とする。（S46.8.25 環大企第5号）
3. ポイラーには次のものも含まれる。
 - (1) 熱風ボイラーは、いわゆるサウナ風呂の用に供する空気を加熱するための加熱器（通商エア・ボイラー）、クローズドサイクルタイプのガスタービンの空気加熱器等（S46.8.25 環大企第5号）
 - (2) 蒸気、熱湯、熱風等を発生させるボイラーであれば、圧力型のもののみならず、非圧力型のものも含まれる。（S47.6.7 環大規48号）
 - (3) 公衆浴場の湯沸釜で、伝熱面積が10m²以上のもの。（S47.6.7 環大規第48号）
 - (4) 冷温水器（ガス、油等の燃焼によって生じた熱により、冷媒蒸気を循環させ、冷温水を発生させる装置）及び熱媒体ボイラー。（S53.111.28 環大規第263号）
4. 廃棄物焼却炉について
 - (1) 専ら、気体状の物質のみを焼却する施設は、廃棄物焼却炉に該当しない。（S55.1.24 環大規第13号）
 - (2) 火格子とは、焼却物を上に載せ、下から空気を通して焼却させるものをいう。
 - (3) 「浮遊回転燃焼方式により焼却を行う」廃棄物焼却炉とは、いわゆるサイクロン方式の焼却炉であり、流動式廃棄物焼却炉やロータリーキルン方式の焼却炉は、これに該当しない。
 - (4) 焚却能力は、設置しようとする焼却炉メーカーが作成する能力計算書をもとに、焼却する廃棄物の品目ごとに特定する。
ただし、事業者等が大気汚染防止法で想定された能力未満であると示した場合には、次の計算方法により再計算した数値をもって特定する。
 - ①燃焼能力不可による方法

$$\text{焼却能力 (kg/h)} = \frac{\text{燃焼室熱負荷 (W/m}^3\text{)} \times \text{燃焼室容積 (m}^3\text{)}}{\text{廃棄物の低位発熱量 (kJ/kg)} \times \text{1,163}}$$
 注)
$$1 \text{ W/m}^3 = \frac{1}{1,163} \text{ kcal/m}^3 \cdot \text{h}$$
 ※ 燃焼室熱負荷は、概ね1047.5MJ/m³・hとする。
 - ②燃焼率による方法

$$\text{焼却能力 (kg/h)} = \text{燃焼率 (kg/m}^2\text{h)} \times \text{火格子面積 (m}^2\text{)}$$
 ※ 燃焼率は、概ね100kg/m²・hとする。

- (5) 焼却能力が200kg/h以上の廃棄物焼却炉は、構造基準・維持管理基準に適合する必要がある。
※「産業廃棄物焼却施設に係る技術指針」（茨城県生活環境部廃棄物対策課）参照
- 5. 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽は、塩化第二鉄を製造する場合の鉄くずを塩酸に溶解し塩化第一鉄を中間体とし生成せしめる工程において使用させる溶解槽をいう。 (S46.8.25 環大企第5)
 - 6. 磷酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設等は、肥料取締法に基づく磷酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設等をいう。 (S46.8.25 環大企第5号)
 - 7. 鉛の第二次精錬の用に供する溶解炉は、鉛石から直接精錬する溶解炉以外のものをいい、例えば鉛の再生、鉛合金の製造、鉛ダイキャスト等の製造の用に供する溶解炉をいう。 (S46.8.25 環大企第